

松戸市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松戸市農業委員会農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)の委嘱に関し、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)及び農業委員会等に関する法律施行規則(昭和26年農林省令第23号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(推薦及び募集)

第2条 法第19条第1項の規定による農地利用最適化推進委員候補者(以下「候補者」という。)の推薦の求め及び募集の方法は、次のとおりとする。

- (1) 個人からの推薦
- (2) 法人又は団体等からの推薦
- (3) 募集への応募

(推薦及び応募の資格)

第3条 候補者として推薦を受ける者及び募集に応募しようとする者は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農業委員会が委嘱する。ただし、推薦及び募集時点及び委嘱予定日において、次の各号のいずれかに該当する者は推進委員となることができない。

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 何らかの公職に就いており、関係法令等により兼職が禁止されている者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

(5) 遊休農地を所有しているなど、農地法(昭和27年法律第229号)の趣旨に反している者

(6) 市税を滞納している者

(推薦の手続等)

第4条 第2条第1号による農業者等(個人)からの推薦は、様式第1号へ記入・署名し、松戸市農業委員会(以下「農業委員会」という。)が指定する書類を添えて、農業委員会に提出するものとする。

2 第2条第2号による法人又は団体からの推薦は、推薦しようとする法人又は団体の代表者が、様式第2号へ記入・署名し農業委員会が指定する書類を添えて、農業委員会に提出するものとする。

(応募の手続等)

第5条 第2条第3号による募集に応募しようとする者は、様式第3号へ記入・署名し農業委員会が指定する書類を添えて、農業委員会に提出するものとする。

(募集要領の作成)

第6条 農業委員会は、候補者の推薦の求め又は募集を行うときは、次に掲げる事項を記載した要領を作成するものとする。

(1) 募集人数

(2) 任期

(3) 身分

(4) 職務内容

(5) 担当区域

(6) 委員報酬

(7) 推薦を受ける者及び応募する者の資格

(8) 推薦及び応募に係る手続き

(9) 受付期間

(10) その他必要と認められる事項

(推薦及び募集の周知)

第7条 農業委員会は、候補者推薦の求め及び募集を行うときは、次に掲げる方法によって周知するものとする。

(1) 市広報紙への掲載

(2) 市ホームページへの掲載

(推薦を受けた者及び募集に応じた者の公表)

第8条 農業委員会は、規則第12条に規定する推薦の求め及び募集に応じた者の公表は、市ホームページに掲載することにより行うものとする。

(農地利用最適化推進委員候補者の評価)

第9条 農業委員会は、推進委員の候補者の選定にあたり、農業委員の代表者に意見を求めるものとする。

(農地利用最適化推進委員の委嘱)

第10条 農業委員会は、前条に規定する農業委員の代表者の意見を勘案し、農業委員会総会で議決後、推進委員を委嘱するものとする。

(農地利用最適化推進委員の補充)

第11条 推進委員の解嘱、失職又は辞任により欠員が生じ、事務に支障をきたした場合には、この要綱に定める手続に従い、速やかに欠員の補充に努めるものとする。補充された委員の任期は、欠員となった委員の残任期間とする。ただし、その残任期間が1年未満である場合は、この限りではない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、農業委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月9日から施行する。